



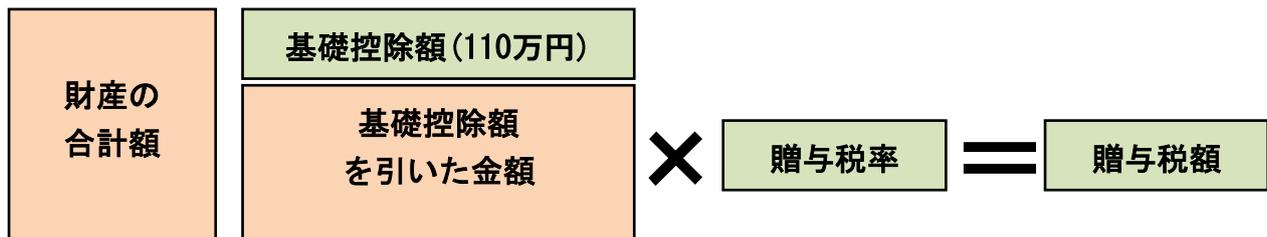
平成27年1月1日から贈与税が改正されました
その内容について教えてください。



改正内容の前に贈与税の仕組みについて一度復習してみましょう。

贈与税の掛かる財産は、

- ・毎年1月1日から12月31日までの期間に贈与された財産です。贈与税はその合計額を贈与税の計算式に基づいて算出します。
- ・贈与税を計算するには財産の合計額から、1人年間110万円の基礎控除額を差し引いて贈与税率をかけて税額を算出します。
- ・財産の合計額から、基礎控除額110万円を引いた金額に千円未満の端数があれば切り捨てます。
- ・贈与税額に百円未満の端数があれば切り捨てます。
- ・贈与税額が百円未満のときは計算された税額の全額を切り捨てます。従って贈与税は0円になります。



贈与税の速算表（平成26年12月31日まで）

基礎等控除額を引いた後の金額	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超300万円以下	15%	10万円
300万円超400万円以下	20%	25万円
400万円超600万円以下	30%	65万円
600万円超1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

[事例] 1,200万円の贈与を受けた場合

(1,200万円－110万円) × 50%－225万円＝320万円(贈与税額)



贈与税の改正内容は以下のようになりました。

- ・財産を贈与する贈与者の区分に応じて贈与税を計算する速算表が異なることになりました。
- ・贈与者の区分は
 - ①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の速算表
 - ②上記①以外から贈与を受けた場合の贈与税の速算表
- ・税率構造が
最高税率を50%から55%とし、税率段階を6から8段階と細分化しました。

贈与税の速算表（平成27年1月1日以降）

①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

基礎等控除額を引いた後の金額	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下の金額	15%	10万円
600万円以下の金額	20%	30万円
1,000万円以下の金額	30%	90万円
1,500万円以下の金額	40%	190万円
3,000万円以下の金額	45%	265万円
4,500万円以下の金額	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

[事例] 父親から500万円贈与を受けた場合

現行：

$(500万円 - 基礎控除額110万円) \times 20\% - 25万円 = 53万円$ (贈与税額)

改正後：

$(500万円 - 基礎控除額110万円) \times 15\% - 10万円 = 48万5000円$ (贈与税額)

贈与税の速算表（平成27年1月1日以降）

②前頁の①以外から贈与を受けた場合

基礎等控除額を引いた後の金額	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下の金額	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	25万円
600万円以下の金額	30%	65万円
1,000万円以下の金額	40%	125万円
1,500万円以下の金額	45%	175万円
3,000万円以下の金額	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

〔事例〕直系尊属以外から500万円贈与を受けた場合

$(500万円 - 基礎控除額110万円) \times 20\% - 25万円 = 53万円$ (贈与税額)

父親など直系尊属から贈与を受けた場合

$(500万円 - 基礎控除額110万円) \times 15\% - 10万円 = 48万5000円$ (贈与税額)

※祖父母、親などから贈与されると税額が少なくなります。



相続時精算課税制度の改正内容について教えてください。



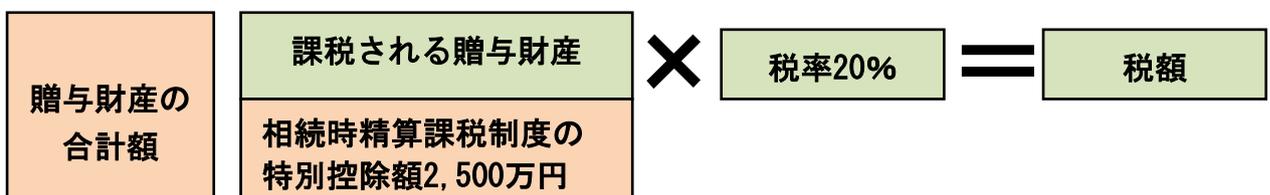
・相続時精算課税制度改正内容

この制度の適用対象は原則として、

65歳以上の親から20歳以上の子供 (子供が亡くなっているときには20歳以上の孫を含む) への贈与に限られていました。

- ・65歳以上の親が**60歳以上の親**に引き下げられました
- ・20歳以上の子供以外に**20歳以上の孫**が追加されました。

●相続時精算課税制度改正内容





最後に教育資金の一括贈与について教えてください。

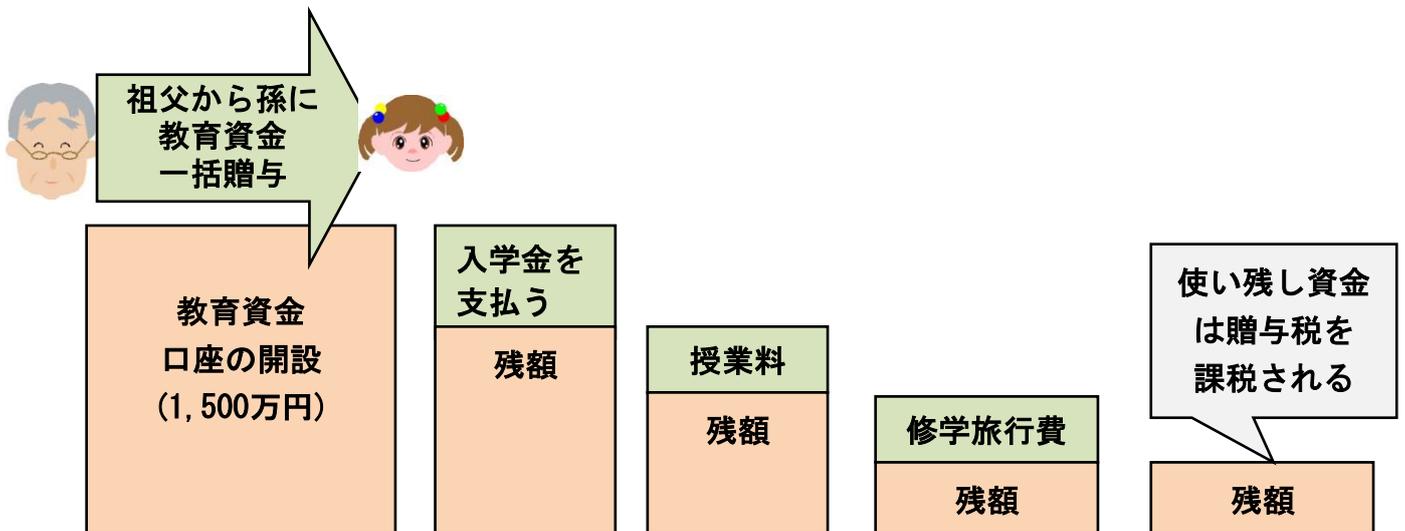


●教育資金の一括贈与の制度内容

- ・祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に教育資金を一括して振り込みます。
- ・この教育資金については、子・孫ごとに1,500万円までが非課税となります。
- ・教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。
- ・孫等が30歳に達する日に該当の口座等は終了します。
- ・使い残しがあると贈与税が課税されます。
- ・この制度は平成31年3月31日までです。

●教育資金の内容とは

- ・入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費または入学(園)試験の検定料など。
- ・学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など。



30歳になるまでに支出する